

# 公安委員会定例会議(第31回)の開催状況

第1 日 時 令和5年12月6日(水)  
午後2時10分 ～ 午後4時00分

第2 出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員  
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長  
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長  
総務課長

## 第3 議事の概要

### 1 五葉委員長説示

本日は、「性同一性障害者特例法」の要件が、憲法に反するかどうか問われた家事裁判において、本年10月25日、最高裁判所大法廷が「違憲で無効」とする決定を出しましたので、概要を御紹介します。

特例法では、戸籍上の性別変更を認める要件として、専門知識を持つ2人以上の医師から性同一性障害の診断を受けていることを前提に、①18歳以上であること、②現に結婚婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖線の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤変更後の性別に係る身体の性器に近似する外観を備えていることを全て満たせば性別変更できると規定しています。

今回、最高裁判所大法廷が出した決定を要約しますと、「④及び⑤は手術が必要で、身体への強度な侵襲<sup>しんしゅう</sup>であることから、強制することには無理がある。他方、この要件を欠いても、必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の診断が一致していれば、性別の取扱いの変更を審判しても問題はない。したがって、④は憲法13条に反して無効であり、⑤は審判されていないため広島高等裁判所に差し戻す」というものです。つまり最高裁判所は「④及び⑤は問題である」と指摘したわけです。国際的にも、世界保健機関などが手術に反対する共同声明を出したことがあり、人権上の観点から手術要件を廃止する国が相次ぎました。

性別変更を実際にどのように取り扱ったらいいのかという問題は非常に難しく、事例も様々ですが、今回、最高裁判所大法廷が決定を出したことは重く受け止めなければなりません。

警察においても、例えば、性同一性障害の被疑者を逮捕した場合、男性房と女性房のどちらに留置するのかという問題が生じることが懸念されます。いずれにしても、性同一性障害に関する社会的理解は社会全体に広まりつつありますので、世の中の動向に合わせて適切に対応していくことが必要です。

### 2 決裁事項

#### (1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和5年第30回公安委員会定例会議の会議録について伺いがありました承した。

- (2) 個人情報開示請求にかかる部分開示  
総務室から、個人情報開示請求にかかる部分開示について伺いがあり了承した。
- (3) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答  
総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。
- (4) 審査請求に係る裁決  
総務室から、審査請求に係る裁決について伺いがあり了承した。
- (5) 愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正  
警務部から、愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について伺いがあり了承した。
- (6) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞  
交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、19件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

### 3 報告事項

- (1) 女性職員のキャリアアップ研修会の開催  
警務部長から、女性職員のキャリアアップ研修会の開催について報告があった。  
委員から、「こうした研修会等によって女性活躍の機会を作ることは社会の発展にもつながる非常に重要な取組であると思う。今後も継続していただきたい」との発言があった。  
委員から、「私も参加した。参加者全員がとても意欲的で能力が高く、有意義な時間を過ごさせてもらった。女性職員のさらなる活躍を期待している」との発言があった。  
委員から、「警察の仕事は体力が必要な面もあると思うが、女性職員が少ないと感じている。組織を活性化し警察が成果を上げるためには女性職員の活躍が不可欠だと思うので、計画的な採用や育成に取り組んでいただきたい」との発言があった。
- (2) 第62回「愛媛県民の警察官」表彰式の開催  
首席監察官から、第62回「愛媛県民の警察官」表彰式の開催について報告があった。  
委員から、「警察犬を育成するには様々な苦勞があったと思う。これまでの功勞に敬意を表したい」との発言があった。  
委員から、「警察犬の育成に長期間尽力され、素晴らしい功績を残されたことは大変喜ばしい」との発言があった。  
委員から、「私は表彰式に出席予定であり、栄えある受賞に心からお祝い申し上げたい」との発言があった。
- (3) 碎石場を活用した実践的救出救助訓練の実施結果  
警備部長から、採石場を活用した実践的救出救助訓練の実施結果について報告があった。  
委員から、「実践的訓練ができる貴重な場所を企業の協力を得て使用

できたことは、警察が信用されている証拠である。今後も関係企業と良好な関係構築に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「実際の災害現場に準じた環境での実践的な訓練であり、効果の高い素晴らしい取組だと思う」との発言があった。

委員から、「様々な救出救助技能を確認する良い機会となったと思う。ドローンについても災害現場で円滑に活用できるように訓練を重ねていただきたい」との発言があった。

#### (4) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関して報告があった。

#### 4 その他

本部長から、「委員説示で、性同一性障害に関する最高裁判所大法廷の決定についてお話を伺った。委員御指摘のとおり、今後、県警察においても、留置業務を始めとする様々な場面でそうした方への対応について検討が必要になる可能性がある。性同一性障害に係る社会的理解も広まっていることから、今回の決定については、執務の参考としてまいりたい」との発言があった。

以上